

七ヶ浜町スポーツ施設条例施行規則 第8条（利用料金の減免）

※申請の際には、「大会打ち合わせシート」「物品借用申請書」「駐車場借用申請書」の記入も忘れずに行なって下さい。

※申請者は開催要項を提出し、参加者人数と担当者との鍵の受け渡しなどを確認してください。

区分	減免対象	減免割合	
		施設	設備
1	町又は教育委員会が 主催 して利用する場合	全額	全額
2	町又は教育委員会が 共催 して利用する場合	5割	無し
3	町内の小・中学校の児童生徒及びこれらの引率者が教育課程に基づく学習活動として利用する場合	全額	全額
4	町内に住所を有する者又は活動の本拠を有する団体が県の代表として 地区大会以上 の競技会に出場するための練習に利用する場合	全額	無し
5	社会教育法（昭和24年法律第207号。以下同じ。）第10条の規定に該当する 町内の団体が主催し、かつ、町内の団体が半数以上参加する 大会、講習会、研修会、教室等に利用する場合	全額	無し
6	社会教育法第10条の規定に該当する町内の団体が区分欄第5に掲げる目的以外に利用する場合	4割	無し
7	社会教育法第10条の規定に該当する町内の団体が主催し、町内の小・中学生の体力向上及び練習のために利用する場合	全額	5割
8	各区分に掲げるもののほか、町長又は教育長が特別の事由があると認める場合	町長又は教育長が必要と認める割合	町長又は教育長が必要と認める割合